

## 太田市中小企業経営安定資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、中小企業が大型店等の進出又は関連企業の倒産、為替相場の急激な変動及び長期にわたる景気低迷等による経営不安を防止するために必要とする資金を融資することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保証協会 群馬県信用保証協会をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (3) 大型店等 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項及び太田市中規模小売店舗出店指導要綱（平成17年3月28日太田市制定）に規定するものをいう。
- (4) 金融機関 保証協会と債務保証契約を結んだ市内金融機関及び商工組合中央金庫前橋支店をいう。

(資金措置)

第3条 市長は、金融機関がこの要綱の規定による融資を行ったときは、予算の範囲内において、その融資額を限度として、当該金融機関に資金を預託するものとする。

- 2 前項の預託期間は、預託を行った年度の末日までとする。
- 3 市長は、融資の期間が翌年度以降にわたるときは、予算の範囲内において、預託の年度以降9年を限って預託の対象とすることができる。ただし、延滞額（年次償還表を基準とする。）があるときは、その部分について預託を行わない。
- 4 第1項の預託の条件については、市と金融機関との協議による。

(経営安定資金の種類等)

第4条 経営資金の種類、融資対象及び資金使途は、別表のとおりとする。

(融資条件)

第5条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額 次のとおりとする。この場合において、経営安定対策資金、円高原油価格高騰対策資金、経営安定緊急対策資金又は経営支援緊急対策資金の融資を同時に受ける場合は、その合算した額は、3,000万円以内とする。
  - ア 経営安定対策資金 3,000万円以内
  - イ 円高原油価格高騰対策資金 2,000万円以内
  - ウ 経営安定緊急対策資金 1,000万円以内
  - エ 経営支援緊急対策資金 2,000万円（従業員数50人未満の中小企業者にあつては、1,000万円）以内

- オ 創業経営安定資金 500万円以内
- カ 経営安定借換資金 1,500万円以内
- (2) 融資利率 市と金融機関で協議して定めるものとする。
- (3) 融資期間 次のとおりとする。
  - ア 運転資金 6年以内(うち据置き1年以内)  
ただし、経営安定対策資金の運転資金においては8年以内(うち据置き2年以内)とする。
  - イ 設備資金 8年以内(うち据置き1年以内)
  - ウ 借換資金 10年以内(うち据置き1年以内)
- (4) 償還方法 元金均等月賦償還とする。
- (5) 担保 必要に応じて設定するものとする。
- (6) 保証人 原則として法人代表者以外の追及を不要とする。
- (7) 信用保証 保証協会の保証を付するものとする。
- (8) 保証料負担 市が負担するものとする。ただし、経営支援緊急対策資金及び経営安定借換資金にあつては融資申請者の負担とする。

(申請手続)

第6条 融資を受けようとする者は、中小企業経営安定資金融資申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(融資の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査後速やかに融資の可否を決定し、中小企業経営安定資金融資決定通知書により融資申請者、保証協会及び金融機関へ通知するものとする。

(融資報告)

第8条 金融機関は、融資を行ったときは、中小企業経営安定資金融資報告書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(信用保証)

第9条 金融機関が融資を行ったときは、保証協会は、当該債務の保証を保険法に基づく保険に付するものとする。

- 2 市は、保証協会に対し、予算の範囲内において、保証協会との契約により出えんをするものとする。
- 3 保証協会の保証業務については、この要綱に定めるもののほか、保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。
- 4 市は、保証協会が保証した債務のうち、代位弁済した金額に対し、別に定める損失補償に関する契約により予算の範囲内で損失を補償する。

(保証協会に対する補助)

第10条 市は、保証協会が第5条に規定する保証に係る保証料を軽減するため、一般の保証料率より低率の保証料率を定めた場合は低率にしたことによる保証協会の収入減を軽減するため、当該収入減額を限度として、保証協会に補助を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市中小企業経営安定資金融資要綱(平成6年4月1日太田市制定)又は太田市中小企業特別経営安定資金融資要綱(平成6年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 市長は、平成27年度以前にこの要綱に基づき金融機関から融資を受けた者が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、当該金融機関に対し融資期間延長の申請を行い、及びその手続が完了すると認められる場合に限り、その者が決定を受けた融資期間を3年を限度として延長することができる。この場合において、当該融資期間の延長に係る条件、手続等については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

資金の種類	融資対象者	資金使途
経営安定対策資金	市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営み、市税（国民健康保険料を含む。）を完納している中小企業者	次に掲げる使途 (1) 受注、売上げの減少又は操業を短縮しようとするための資金 (2) 大型店等の進出により経営の安定に支障を生じ、又は生ずるおそれのあるものが実施する経営の合理化、近代化等のための資金。ただし、大型店等への入店資金は除く。
円高原油価格高騰対策資金		
経営安定緊急対策資金	市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する事業を営み、市税（国民健康保険料を含む。）を完納している中小企業者で法第2条第4項第5号の認定を受けた特定中小企業者	(3) 取引先の整理、倒産又は取引条件の悪化による経営不安を防止するための資金 (4) 経営の悪化により他の業種へ転換するための資金 (5) 円高や原油価格の高騰による経営不安を防止するための資金
経営支援緊急対策資金		
創業経営安定資金	市税（国民健康保険料を含む。）を完納しているもので市内在住または在勤3年以上のもの	(8) 創業時の経営不安を防止するための資金
経営安定借換資金	市制度融資（太田市小口資金融資要綱（平成17年3月28日太田市制定）、太田市中小企業緊急特別支援資金融資要綱（平成17年3月28日太田市制定）又は太田市中小企業経営安定資金融資要綱（平成17年3月28日太田市制定）の規定による融資をいう。以下同じ。）を受けているもの	(9) 市制度融資の借換資金